

平成 23 年度事業報告書

公益社団法人
薬剤師認定制度認証機構

平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

I. 事業の概要

当機構は、平成 22 年 7 月 1 日付で、内閣府公益認定等委員会より、公益社団法人として認定を受けた。認定された公益目的は、「地域社会の健全な発展に貢献する薬剤師の、自主的学習を支援するために実施される各種の薬剤師生涯研修・認定制度の質的水準の確保」である。また、事業内容としては、

- (1) 薬剤師生涯研修・認定制度に対する基準の設定、評価チェックリスト及び指針（ガイドライン）の作成、その他評価基準及びその改善、普及に関連する事業
 - (2) 薬剤師生涯研修・認定制度の実施機関からの申請に基づき、制度の内容等を評価し、基準に適合する制度を認証し公表する事業
- となっている。これらは、当機構の設立以来の一貫した事業である。

平成 23 年度は、本法人の定款、並びに平成 23 年度事業計画に則り、薬剤師生涯研修・認定制度に関連する事項等の見直しと改善、及び薬剤師生涯研修実施機関からの申請に応じた評価・認証、公表の事業を行った。

II. 会議関連事項（【書面】は、法人法第 96 条及び定款第 30 条第 2 項に基く理事会）

○第 1 回理事会 平成 23 年 5 月 20 日

平成 22 年度事業報告、決算報告、監査報告、理事の改選、認定制度委員の改選、年会費の変更、認証コーディネータの採用

○23 年度社員総会 平成 23 年 6 月 3 日

平成 22 年度事業報告、決算報告、監査報告、会費の規程、役員改選

○第 2 回理事会 平成 23 年 6 月 3 日

代表理事の選定、執行理事の選定、埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター（G15）の認証

○第 3 回理事会 平成 23 年 9 月 30 日

事務局長の委嘱、（社）石川県薬剤師会（G08）及び新潟薬科大学（G09）の認証更新

○第 1 回書面理事会 平成 23 年 11 月 7 日

北海道薬科大学（G10）の認証更新

○第 4 回理事会 平成 23 年 12 月 16 日

『薬剤師認定制度認証機構 組織図』、『薬剤師認定制度認証機構 認証事業図』、『認証申請の評価・認証手順フローチャート』、『求められる薬剤師への道程』、『薬剤師生涯学習の在り方』の各資料審議、修正、承認

○第5回理事会 平成24年3月27日

平成24年度事業計画案、収支予算案、理事の選任、平成24年度会費規程

○平成23年度薬剤師認定制度委員連絡会 平成23年12月16日

認定制度委員の改選、『求められる薬剤師への道程』、『薬剤師生涯学習の在り方』の了承

Ⅲ. 事業関連事項

(1) 認証申請等に関する諸事項の検討、改善

薬剤師がジェネラリストとしての職能向上のための生涯研修制度は、整備されてきているが、今後は、特定の専門領域に関する職能向上を目指した「特定（専門領域認定制度）」の拡充強化に努める必要がある。当機構の認証事業を、より公益性と信頼性の高いものとして拡充するための一環として、薬剤師の各種生涯研修制度の認証申請を容易にするために、「生涯研修認定制度」及び「特定領域認定制度ならびに専門薬剤師認定制度」の認証申請書記載ガイドラインを作成した。

また、本機構の概要及びこれまで実施して来た事業と内容をまとめた『薬剤師認定制度認証機構 組織図』、『薬剤師認定制度認証機構 認証事業図』、『認証申請の評価・認証手順フローチャート』、『求められる薬剤師への道程』、『薬剤師生涯学習の在り方』が了承され、公表した。

(2) 薬剤師生涯研修・認定制度の評価・認証、及び認証更新

平成23年度は、社団法人埼玉県病院薬剤師会生涯研修センターの新規認証申請の評価を行い認証した（G15）。（社）石川県薬剤師会（G08）、新潟薬科大学（G09）及び北海道薬科大学（G10）の認証更新を行なった。

—以上—